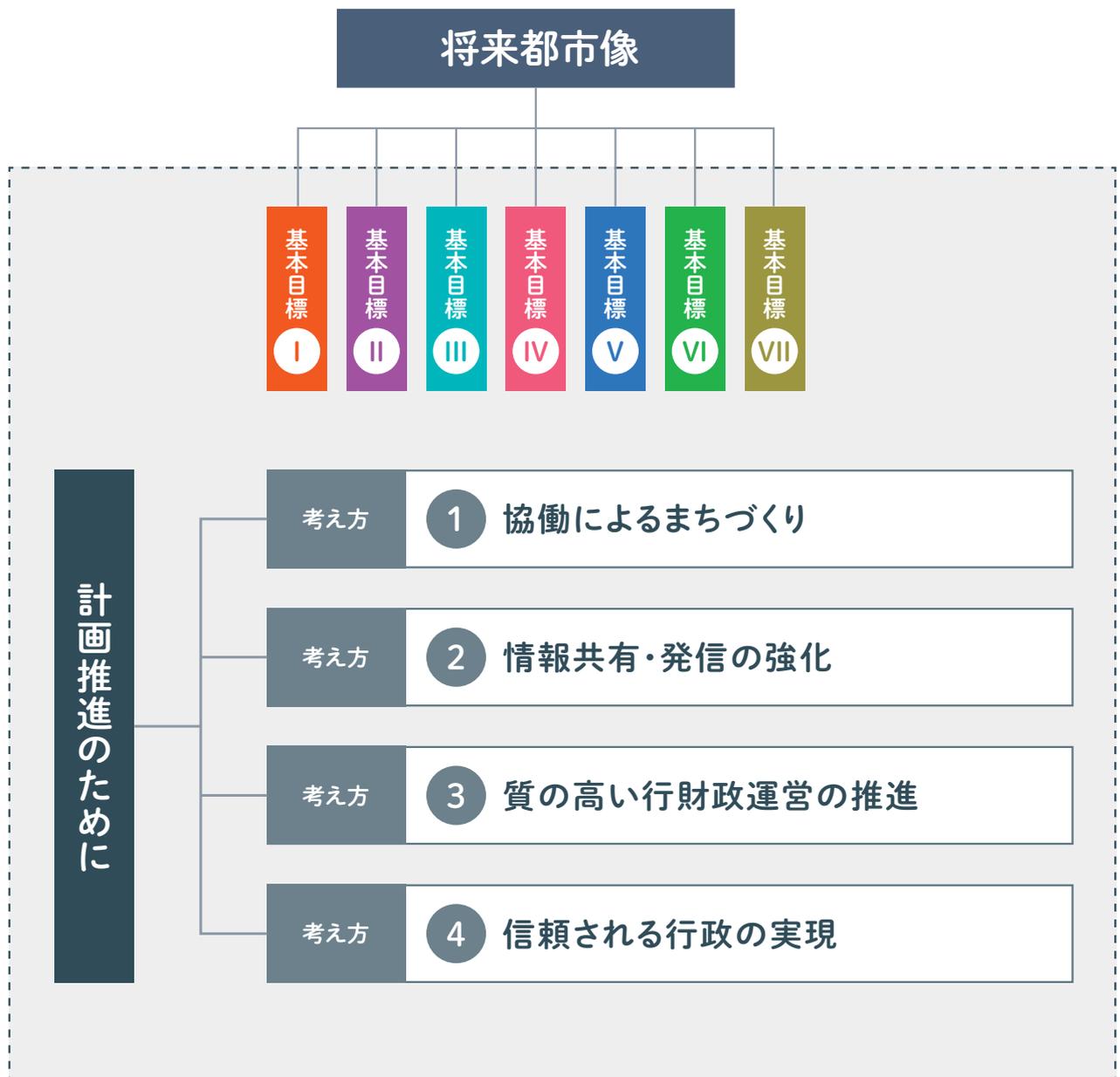


# 4

## 計画推進のために

将来都市像を実現するために全ての分野における基本的な考え方を定め、本計画を推進します。

### 計画推進のための考え方





埼玉県立戸田翔陽高等学校写真部 協力・提供

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>
<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p>	

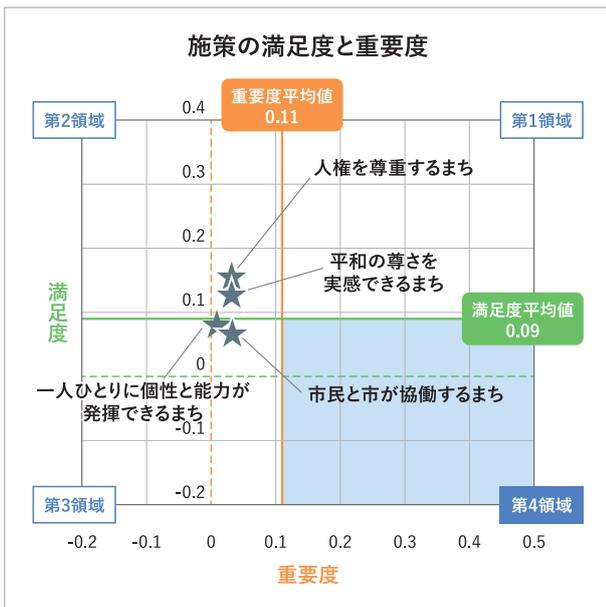
計画推進のための考え方に該当するSDGsの目標は、背景色をカラーで示しています。



# 協働によるまちづくり

戸田市は平成26年(2014年)に「戸田市自治基本条例<sup>\*</sup>」を制定し、まちづくりの基本原則に「協働によるまちづくり」、「まちづくりへの参加・参画」を掲げています。本計画の策定に当たっても、この基本原則に則り、市民・議会・行政の三者による検討を進めました。今後の計画推進にも協働の推進が重要となります。

さらに、地域社会において国籍や性別、年齢、個性、考え方などに違いのある様々な人々が、お互いを認め合い、共に生きていくという共生の理念を大切にしていく必要があります。





## 取り組みの方針

### (1) 戸田市自治基本条例の推進

- 戸田市自治基本条例の理念を広く普及させるため、周知・啓発活動を継続し、市民や町会・自治会、地域に関わる様々な人・団体などが共に考え、協議・話し合いを行い、地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを推進します。

### (2) 多文化共生社会<sup>\*</sup>の促進

- 戸田市多文化共生推進計画を推進し、日本人市民と外国人市民が互いに文化の違いを認め合い、多様性を尊重する多文化共生社会の実現を目指します。

### (3) 平和意識の向上

- 平和の尊さを未来に引き継ぐためには、次代を担う子どもたちに伝えていくことが重要であるため、子どもが参加しやすい企画を開催し、平和意識の向上を推進します。
- 平和と人権を尊重する思いやりのある社会を築くため、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重することの大切さを学べる機会の充実を図ります。

### (4) 人権意識の向上

- 人権意識の高揚や人権教育の指導者養成を目的とする市民への啓発や研修については、内容や場所、開催方法、周知方法などを工夫することで、効果を高めます。さらに、企業を対象とする人権研修や講演会なども開催することで、人権意識を醸成します。
- 市民の人権意識に関する分析や研究を行うとともに、インターネット上の差別事象の把握に努めます。さらに、差別の現状や新たな人権課題等を正しく理解し、差別に対する相談体制や周知・啓発活動を充実させることで、各種人権課題の早期解決を目指します。

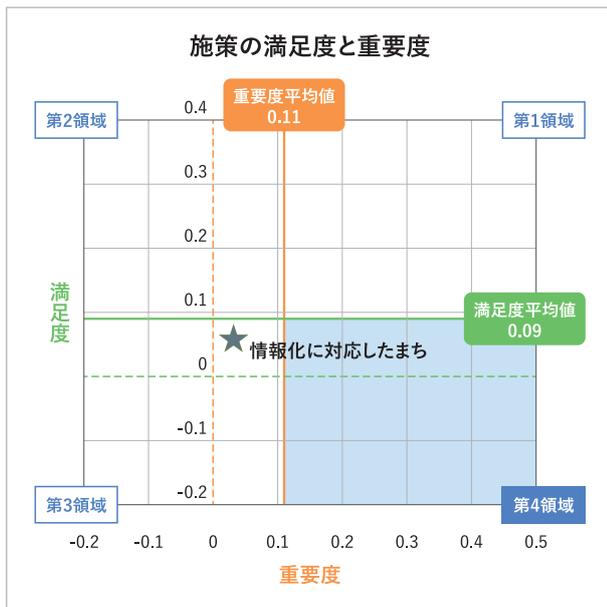
### (5) 男女共同参画<sup>\*</sup>の推進

- 戸田市男女共同参画推進条例及び第五次戸田市男女共同参画計画に基づき、誰もが性別に関わらず、あらゆる場面で個性や能力を十分に発揮できるよう、より効果的で多様な事業を積極的に実施します。
- 戸田市男女共同参画推進委員会や男女共同参画推進の拠点施設、各関係機関との連携を進め、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

## 情報共有・発信の強化

「戸田市自治基本条例<sup>\*</sup>」では、まちづくりの基本原則の一つに「情報共有の大切さ」を掲げています。協働によるまちづくりを進めていくためには、まずは「知る」ことが大切です。そのため、これまで以上に行政情報を分かりやすく市民や市外の方にも提供・共有する必要があります。

また、市民発信の情報提供や市民同士の情報共有も大切な視点となります。さらに、シティプロモーション<sup>\*</sup>の根幹をなす「まちの魅力発信」についても、行政主導だけではなく市民も自ら発信できる仕組みが重要となります。





## 取り組みの方針

### (1) 地域情報化の推進

- ★ 「市民にとって使いやすいサービスを設計する」という理念の下、デジタル化の基本原則である(1)デジタルファースト(個々の手続きが一貫してデジタルで完結)、(2)ワンスオンリー(一度提出した情報は再提出不要)、(3)コネクテッド・ワンストップ(民間サービスも含め、どこでも一か所でサービス実現)に従い、デジタル化を推進します。
- シビックテック(ICT<sup>\*</sup>を使って自分たちで地域課題を解決する市民団体)等と協働しながら市民ニーズを把握し、地域課題の解決を目指します。
- オープンデータの公開や利活用を促進するため、推奨データセット<sup>\*</sup>や共通語彙基盤<sup>\*</sup>(IPA)などとの整合性を図りながらデータの標準化を推進します。

### (2) 広報活動の充実

- 市民意識調査等を活用した市民ニーズの把握や社会情勢の変化を踏まえ、広報紙や市ホームページの充実を図るとともに、SNS<sup>\*</sup>などの有効活用に努めます。
- 戸田市の認知度を高め、更には市民の誇りや愛着心の醸成を図るために戸田市の魅力を市内外に効果的に発信します。
- 行政だけが情報の発信源ではなく、市民が情報の発信源にもなれるSNSやアプリを活用します。



## 質の高い行財政運営の推進

質の高い行財政運営を進めるための資源(ヒト・モノ・カネ)には限りがあり、特に資源(モノ・カネ)を扱う職員の質の向上は重要であるため、中長期的な視点に立った先行投資も含め、その資源の適切な確保や配分、有効活用は不可欠です。そのため、職員の育成、組織の活性化や行政情報化の推進による「効率的な行政運営」と、安定した財源確保、計画的な公共施設マネジメントの推進などを通じた「健全な財政運営」とともに、EBPM<sup>\*</sup>の推進やPDCAサイクル<sup>\*</sup>による施策・事業の改善などがこれまで以上に求められます。

また、質の高い行政サービスに必要な基盤整備として、様々な行政サービスにつながる住民基礎情報の適正な管理及び迅速な処理体制の整備、条例等の整備、文書管理を適切に行う必要があります。

### 取り組みの方針

#### (1) マネジメント体制の確立

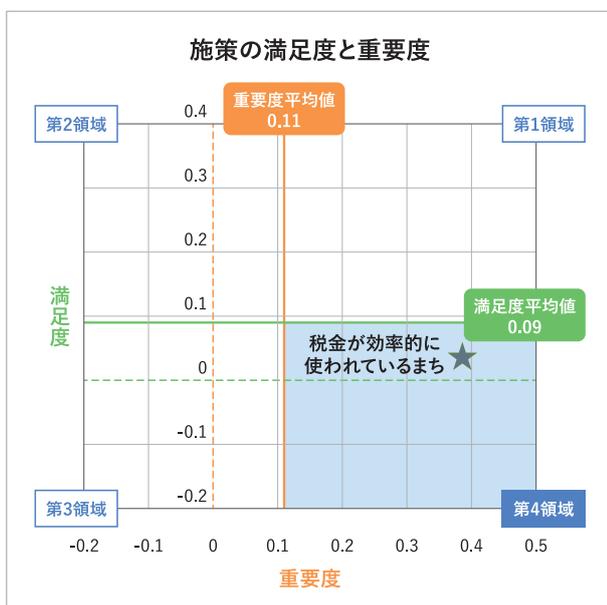
- 市民の意見を適切に反映しながら、行政計画と行政評価<sup>\*</sup>結果に基づき、施策・事業の展開を着実に進めます。さらに、市政課題の解決に向けて科学的な分析に基づく政策立案(EBPM)を推進します。

#### (2) 行政評価の推進

- 施策と事務事業の評価を毎年行い、内部評価のみならず外部評価も実施することにより、行政評価結果を反映した施策・事業の改善に取り組みます。行政評価の仕組みについても、より良いものとなるよう常に改善点を検討します。

#### (3) 健全な財政運営

- 厳しい財政状況の中で財源確保を図るため、真に必要な(シビアな)事業選択を行い、「予算の賢い使い方(使われ方)」の視点で効果的・効率的な予算編成に取り組みます。
- 健全な財政運営を実現するため、補助金や既存事業の見直しを行うとともに、土地開発公社の健全化などについても引き続き取り組みます。





- 公共調達においては、適正な執行及び公正な競争により、効果的な調達を実施します。
- 適正かつ公平な課税を行うため、課税客体の的確な把握に努めるとともに、電子申告やマイナンバー制度の適正な運用、適切なシステム導入や改修を実施し、業務の効率化を図ります。
- 納期内納付を促すため、口座振替納付やコンビニ納付、ペイジー納付、クレジットカード納付のほか、企業に対してはeLTAX<sup>※</sup>を活用した地方税共通納税システムの利用など様々な納付手段を用意します。
- 滞納の早期解消を進めるため、滞納者に対して催告文書の送付や納税コールセンターから早期納付を呼びかけるとともに、適正な財産調査に基づく滞納処分を実施し、早期完結に向けて取り組みます。
- 公共施設の維持管理・更新では、財政負担の縮減やサービスの質の向上に向けた再編を進め、分野横断的な視点も踏まえながら、市全体で行動計画の決定、進捗管理を行います。さらに、公共建築物の長寿命化に向けた中期計画を毎年度更新し、建替え及び大規模改修を計画的かつ効率的に実施することで、財政負担の軽減及び平準化を図ります。

#### (4) 効率的な行政運営

- 行政文書の電子保存や情報の一元的な管理により情報のデジタル化を進めるほか、行政事務のBPR（業務改革）<sup>※</sup>によりデジタル化を前提とした業務フローに対応したシステムを構築し、効率化を図ります。
- 住民基本台帳法<sup>※</sup>や公的個人認証法<sup>※</sup>、マイナンバー法<sup>※</sup>など、デジタル化推進に関する制度改正や情報セキュリティに関する最新技術を調査・研究しながら、状況に対応したシステムを構築します。
- 高度化する情報技術に対応するため、職員に対する情報活用研修の実施など、情報化に対応した人材の育成を図るとともに、国の支援制度等による外部人材を有効活用します。
- 戸田市人材育成基本方針や市民協働の視点に基づき、職員の育成や人事評価制度の進展を図り、職員一人ひとりの特性を最大限に活かした人材の配置に努めます。さらに、適正に報われる人事評価制度・実績管理を実施し、職員のモチベーションや満足度が向上する仕組みづくりを推進します。
- 市民との協働実践や多様な研修、職員の相互理解を深めるための研修などを通じて多様な人と一緒に働く中で相互理解を促進し、誰もが働きやすく能力を発揮できる環境整備を進めます。さらに、育児休暇や介護休暇制度、支援体制の充実により、職員一人ひとりの状況に応じた働きやすい組織体制を整備します。
- 公民連携窓口「公民連携ファーム<sup>※</sup>」を通じて、多様な分野において民間と行政がそれぞれの持つ資源や特色、ノウハウを活かし、より効率的・効果的な市民サービスの実現に向けて取り組みます。

#### (5) 行政サービスの根幹となる基盤の整備

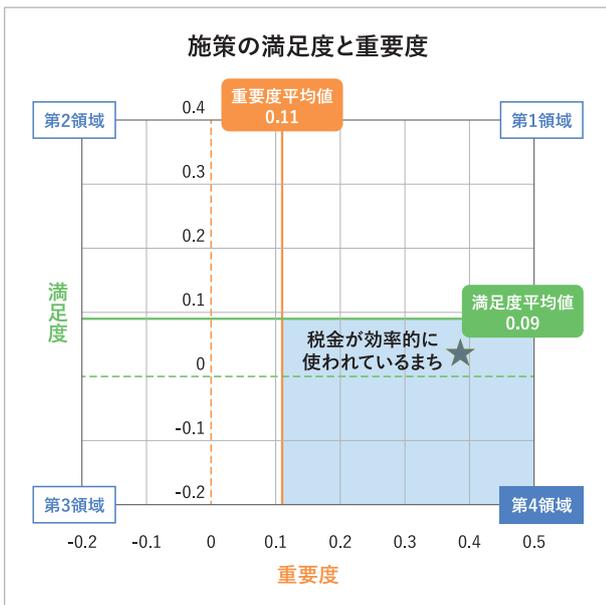
- 住民情報の適正な取扱いや手続きの迅速化を実現するため、高い専門性を有する職員の育成を継続し、民間活用による弾力的な窓口体制を維持します。さらに、住民基本台帳に関する手続きにおける市民の利便性向上を図るため、国の動向を踏まえ、オンライン申請などについて検討を進めます。
- 施策等の根拠となる条例等を適切に整備するため、職員の法制執務能力の向上に努めるとともに、市民共有の知的資源である文書を適正に管理します。
- ◆ 安心安全な執務環境と来庁者の利便性の確保に努め、市民に親しまれる庁舎を目指します。



## 信頼される行政の実現

行政事務が適正に執行されなければ、市民から行政に対する信頼を得ることができません。質の高い行財政運営を維持するためには、市から独立した委員会等による、選挙の執行や監査のほか、会計事務の執行、行政処分等に対する不服申し立て制度の運用などを公正かつ適正に行うことが求められます。

また、行政と共に市政の発展に取り組む議会は、二元代表制のもと行政を監視するとともに、適正かつ効率的に意思決定や政策提言を行うことが求められます。





## 取り組みの方針

### (1) 公正で民主的な市政の推進

- 議会では、市民の多様な意見を踏まえ積極的に政策提言するとともに、議案審議等を通じて議会の権能の一つである監視機能を発揮します。さらに、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関として、議会に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にとって分かりやすく、市民の意見が意思決定に反映された、開かれた議会運営に努めます。
- 期日前投票も含めた投票環境の整備や、若年層に対する選挙の啓発活動を推進することで、市民の市政に対する関心の向上を図るとともに、選挙事務を公平・公正に遂行します。
- 市民の知る権利に資する有用な情報の発信・提供を図るとともに、広聴機能の充実やパブリック・コメント<sup>※</sup>制度の周知により、多くの市民がまちへの関心を高め、意見が述べやすい環境の整備を推進します。

### (2) 適正な事務の執行

- 正確な例規整備により公正な行政処分等を執行し、不服申立制度により市民の権利利益の救済も図るなど、行政の適正な運営を確保します。
- 個人情報保護制度については、マイナンバー制度の厳格な保護措置を図るための監査を実施し、慎重かつ適正な管理を図ります。さらに、行政文書の保全を確保するため、重要性の高い歴史公文書や永年保存文書の適正な保存を継続するとともに、事務の効率化や執務環境の改善のために、新たな文書管理基準を段階的に展開し、更なる文書の電子化を推進します。
- 会計実務研修を実施し、職員の会計事務の適正執行に対する意識や実務の向上を図ります。さらに、会計事務の効率化についての研究や改善策の提示を行います。
- 戸田市資金管理及び運用ポリシーに基づき、金融情勢を捉えながら、定期性預金や債券等により、安全で確実な資金の運用・管理を行います。
- 戸田市の財務に関する事務の執行や市の経営に係る事業の管理、事務の執行が法令に基づいて、適法かつ適正に行われているかを検査し、市民や議会等にその情報を提供する監査委員の機能が適切に発揮されるよう補助を行います。

